

○ 経済産業省
環境省 令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百七十二号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）第七条第一項第一号から第八号まで及び別表第七から別表第十三までの規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

経済産業大臣 西村 康稔

環境大臣 伊藤信太郎

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年 経済産業省 令 第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）</p> <p>第二条 令第七条第一項第一号イの合算は、次に掲げる量（他人への電気の供給に係るもの（廃棄物又は廃棄物燃料の使用に伴うものを</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）</p> <p>第二条 令第七条第一項第一号イの合算は、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を合算する方法により行う</p>

除く。)又は熱の供給に係るものを除く。)を合算する方法により行うものとする。

一 令第七条第一項第一号イ(1)に定めるところにより算定される量

二 令第七条第一項第一号イ(2)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(2)に定めるところにより算定される量

三 令第七条第一項第一号イ(3)に定めるところにより得られる量

四 令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(4)に定めるところにより算定される量

2 令第五条第一号に掲げる者が電気事業の用

ものとする。

(新設)

一 令第七条第一項第一号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1)に定めるところにより算定される量

二 令第七条第一項第一号イ(2)に定めるところにより得られる量

三 令第七条第一項第一号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に定めるところにより算定される量

2 令第五条第一号に掲げる者が電気事業の用

に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第七条第一項第一号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号及び第二号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。

3||

令第七条第一項第一号イ(1)、同号ロ(1)及び同号ハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する

に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第七条第一項第一号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。

（新設）

一般ガス導管事業者をいう。以下この号において同じ。）が供給した都市ガスを使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとに特定排出者による都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数

二 前号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの

三 前二号の規定により定められた係数を用いて、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、前二号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

4 令第七条第一項第一号イ(2)、同号ロ(2)及び同号ハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第一の第二欄に掲げる燃料とし、同号イ(2)、同号ロ(2)及び同号ハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定め

3 令第七条第一項第一号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第一の第二欄に掲げる燃料とし、同号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応

る係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号イ(2)、同号ロ(2)及び同号ハ(2)の当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

5 | 令第七条第一項第一号イ(3)及び同号ロ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号イ(1)の当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

4 | 令第七条第一項第一号イ(2)及び同号ロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

一〇三 (略)

(削る)

6 令第七条第一項第一号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(4)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 蒸気（産業用のものに限る。） ○・○

六五四

二 蒸気（前号に掲げるものを除く。）、温

一〇三 (略)

5 環境大臣及び経済産業大臣は、前項第一号の係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。

6 令第七条第一項第一号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱は、次の各号に掲げる熱とし、同号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる熱の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 蒸気（産業用のものに限る。） ○・○

六〇

二 蒸気（前号に掲げるものを除く。）、温

水及び冷水 次のイからハまでに掲げる区

水及び冷水 ○・○五七

分に応じ、当該イからハまでに定める係数

イ 熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下イにおいて同じ。）が供給した熱を使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する熱供給事業者ごとに特定排出者による熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数

ロ イの規定により定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することがで

きない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、イの係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの

ハ イ及びロの規定により定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、イ及びロに掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

7||

環境大臣及び経済産業大臣は、第三項第一号、第五項第一号及び第六項第二号イの係数

(新設)

を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。

(削る)

7||

令第七条第一項第一号ロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第一の第二欄に掲げる燃料とし、同号ロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に應じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号ロ(1)の当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二

(削る)

酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十分の四十四を乗じて得た数とする。

8||

令第七条第一項第一号ハの環境省令・経済産業省令で定める燃料は、別表第一の第二欄に掲げる燃料とし、同号ハの環境省令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとし、同号ハの当該燃料の一ギガジュール当たりの

(特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等)

第三条 令別表第七の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、

発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる燃料の区分に応じ同表の第五欄に掲げる係数に十二分の四十四を乗じて得た数とする。

(特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等)

第三条 令別表第七の一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇二八とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、五・七とする。

次の各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量 〇・〇〇〇〇三七

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量 〇・〇〇〇〇四〇

二 露天掘による採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算

して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘

の際に排出されるトンで表した二酸化炭

素の量 0.000019

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘

後の工程において排出されるトンで表し

た二酸化炭素の量 0.000016

2|| 令別表第七の一の項の下欄のロの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、 0.0000

○二八とし、同欄のハの環境省令・経済産業

省令で定める係数は、 5.7 とする。

3| 令別表第七の一の項の下欄のニ(1)の環境省

令・経済産業省令で定める原油は、コンデン

(新設)

2| 令別表第七の一の項の下欄のハ(1)の環境省

令・経済産業省令で定める原油は、コンデン

セート（NGL）以外の原油とし、同欄のニ
(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は
、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く
。以下この項において同じ。）の生産に付
随して発生するガスの焼却を行っていない
場合 次のイ及びロに掲げる量として当該
イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの生産に
伴い生産に係る坑井における通気弁から
排出されるトンで表した二酸化炭素の量

〇・〇〇〇〇九五

セート（NGL）以外の原油とし、同欄のハ
(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は
、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く
。以下この項において同じ。）の生産に付
随して発生するガスの焼却を行っていない
場合 次のイ及びロに掲げる量として当該
イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの生産に
伴い生産に係る坑井における通気弁から
排出されるトンで表した二酸化炭素の量

〇・〇〇〇〇一一

ロイに掲げるもののほか、次の(i)及び(ii)

に掲げる施設ごとに、原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量として当該(i)及び(ii)に定める数

(i) 原油の生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。）

○・○○○一三

(ii) 原油の生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。）

○・○○○○○○四二

二 原油の生産に付随して発生するガスの焼

ロイに掲げるもののほか、原油の一キロ

リットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○○二七

二 原油の生産に付随して発生するガスの焼

却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇四一を合算して得た数

4| 令別表第七の一の項の下欄の二(2)の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイからハまでに掲げる量として当該イからハまでに掲げる数と合算して得た数

イ|| 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁

却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇六七を合算して得た数

3| 令別表第七の一の項の下欄のハ(2)の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

(新設)

から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 〇・〇〇〇一三

- ロイに掲げるもののほか、天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)に定める数
- (i) 天然ガスの生産に係る坑井における施設（陸上に設置されたものに限る。）
〇・〇〇〇〇〇〇〇八二
- (ii) 天然ガスの生産に係る坑井における施設（海上に設置されたものに限る。）
-

イ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 〇・〇〇〇〇〇〇〇九五

） ○・○○○○○○○一四

ハ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○

○○○○二四

二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イからハマで定める数を合算して得た数に、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○・○○

○○一二

ロ 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量 ○・○○

○○○○二七

二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハマで掲げる場合の区分に応じ当該イからハマで定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 ○・○○

○○○○一八

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○・○○○
○○一八

(削る)

5| 令別表第七の一の項の下欄のニ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○
○四八とする。

6|| 令別表第七の一の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 ○・○○○
○○○○二一

ハ|| 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○
・○○○○○三九

4| 令別表第七の一の項の下欄のハ(3)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○
○四八とする。

(新設)

原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く。以下この号において同じ。） 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定めるとおりとする。

イ 原油をパイプラインにより輸送している場合 ○・○○○○○四九

ロ 原油をイに掲げるもの以外の手段により輸送している場合 ○・○○○○○二

三

二 コンデンセート（NGL） ○・○○○○

○○七二

<p>7 令別表第七の一の項の下欄のへの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇八七とする。 	<p>8 令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める係数は、〇・五一五とする。 	<p>9 (略)</p> <p>10 令別表第七の二の項の下欄のハ(1)の環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、<u>同欄のハ(1)の環境省令</u>・<u>経済産業省令</u>で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。
<p>(新設)</p>	<p>5 令別表第七の二の項の下欄のイの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める係数は、〇・五〇二とする。 	<p>6 (略)</p> <p>7 令別表第七の二の項の下欄のハの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、<u>同欄のハの環境省令</u>・<u>経済産業省令</u>で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

11|| 令別表第七の二の項の下欄のハ(2)の環境省

令・経済産業省令で定める炭酸塩は、次の各号に掲げる炭酸塩とし、同欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる炭酸塩の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 ソーダ灰（国内で生産されたものに限る。）
○・四一三

二 ソーダ灰（海外から輸入されたものに限る。）
○・四一五

三 炭酸バリウム ○・二二一

四 炭酸カリウム ○・三二一

一・二 (略)

(新設)

五 炭酸ストロンチウム 〇・三〇

六 炭酸リチウム 〇・六〇

12|| 令別表第七の二の項の下欄の二(1)の環境省
(新設)

令・経済産業省令で定める炭酸塩を含有する
鉱物は、次の各号に掲げる炭酸塩を含有する
鉱物とし、同欄の二(1)の環境省令・経済産業
省令で定める係数は、次の各号に掲げる炭酸
塩を含有する鉱物の区分に応じ当該各号に定
めるとおりする。

一 石灰石 〇・四四〇

二 ドロマイト 〇・四七一

13|| 令別表第七の二の項の下欄の二(2)の環境省

令・経済産業省令で定める炭酸塩は、次の各

8|| 令別表第七の二の項の下欄の二(2)の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、〇・四一

号に掲げる炭酸塩とし、同欄の二(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる炭酸塩の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 ソーダ灰（国内で生産されたものに限る。）
○・四一三

二 ソーダ灰（海外から輸入されたものに限る。）
○・四一五

14| (略)

15| 令別表第七の三の項の下欄のロの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、二・三とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、一・〇九（生石灰の製造を行い、

五とする。

9| (略)

10| 令別表第七の三の項の下欄のロの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、二・三とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、一・一（生石灰の製造を行い、製

製造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合にあっては、これに〇・七六を合算して得た数) とする。

16

令別表第七の三の項の下欄の二の環境省令
・経済産業省令で定める二酸化チタンの製造方法は、次の各号に掲げる二酸化チタンの製造方法とし、同欄の二の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる二酸化チタンの製造方法の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

造された生石灰を炭化カルシウムの原料として使用した場合にあっては、これに〇・七六を合算して得た数) とし、同欄の二の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一四とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、三・四とする。

(新設)

一 二酸化チタンをルチルから分離する方法

一・四三

二 塩化チタンと酸素を化学反応させる方法

一・三四

17|| 令別表第七の三の項の下欄のへの環境省令

(新設)

・経済産業省令で定める単位及び環境省令・

経済産業省令で定める係数は、それぞれ別表

第三の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表

の第三欄及び第四欄に定めるものとする。

18|| 令別表第七の三の項の下欄のトの環境省令

(新設)

・経済産業省令で定める係数は、三・三八と

する。

19|| 令別表第七の四の項の下欄のイの環境省令

11|| 令別表第七の四の項の下欄の環境省令・経

・経済産業省令で定める電気炉は、製鋼の用に供する電気炉とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、十二分の四十四とする。

済産業省令で定める係数は、〇・〇〇五〇とする。

20|| 令別表第七の四の項の下欄のロの環境省令

(新設)

・経済産業省令で定める鉱物は、次の各号に掲げる鉱物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる鉱物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 石灰石 〇・四四〇

二 ドロマイト 〇・四七一

21|| 令別表第七の四の項の下欄のハの環境省令

(新設)

・経済産業省令で定めるガスは、次の各号に掲げるガスとし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるガスの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 高炉ガス ○・三一三

二 転炉ガス 一・一六

22|| 令別表第七の五の項の下欄のイの環境省令

・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、それぞれ別表第三の二の第二欄に掲げる製品の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に定めるものとする。

(新設)

23|| 令別表第七の五の項の下欄のロの環境省令
・ 経済産業省令で定める係数は、二・三五と
する。
(新設)

24|| 令別表第七の七の項の下欄のイの環境省令
・ 経済産業省令で定める鉱物は、ドロマイト
とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で
定める係数は、〇・四八とする。
(新設)

25|| 令別表第七の七の項の下欄のロの環境省令
・ 経済産業省令で定める炭酸塩は、炭酸カル
シウムとし、同欄のロの環境省令・経済産業
省令で定める係数は、〇・四四とする。
(新設)

26|| 令別表第七の七の項の下欄のハの環境省令
・ 経済産業省令で定める係数は、〇・七三と
(新設)

する。

27) 令別表第七の八の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物をいう。以下同じ。）

12) 令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、第十四項各号に掲げる廃棄物とする。

-
- であるものを除く。) 一・九三
- 二 廃油 (特定有害産業廃棄物であるものに
限る。) 一・〇二
- 三 合成繊維 二・三一
- 四 廃タイヤ 一・六四
- 五 前二号に掲げる廃プラスチック類以外の
廃プラスチック類 (産業廃棄物 (廃棄物の
処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年
法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」
という。) 第二条第四項に規定する産業廃
棄物をいう。以下同じ。) であるものに限
る。) 二・五六
- 六 ポリエチレンテレフタレート製の容器
-

二・二七

七 廃プラスチック類（前四号に掲げるものを除く。） 二・七六

八 紙くず ○・一四四

九 紙おむつ 一・二二

（削る）

13||

令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令
・ 経済産業省令で定める製品の製造の用途は
、 次の各号に掲げる製品の製造の用途とする
。
一 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原料として使用する用途
二 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

(削る)

三 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

14 令別表第七の六の項の下欄のイの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 二・九二

二 合成繊維 二・二九

三 廃ゴムタイヤ 一・七二

四 前二号に掲げる廃プラスチック類以外の廃プラスチック類（産業廃棄物（廃棄物の

処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）であるものに限る。） 二・五五

五 廃プラスチック類（前三号に掲げるものを除く。） 二・七七

六 ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プラスチック類を原材料とするものに限る。） 一・五七

七 ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び植物性の物又は動物性の物のみを原材料とするものを除く。） 〇・七七五

(削る)

(特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等)

第四条 (略)

2|| 令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令

15|| 令別表第七の六の項の下欄のロの環境省令

・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、別表第三の第二欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項第三の第二欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

(特定排出者の事業活動に伴うメタンの排出量の算定に係る係数等)

第四条 (略)

(新設)

・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇
一二とする。

3| 令別表第八の一の項の下欄のハの環境省令
・経済産業省令で定める電気炉は、製鋼又は
合金鉄若しくは炭化けい素の製造の用に供す
る電気炉とし、同欄のハの環境省令・経済産
業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇〇
四六とする。

4| 令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の
各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環
境省令・経済産業省令で定める係数は、次の
各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各

2| 令別表第八の一の項の下欄のロの環境省令
・経済産業省令で定める電気炉は、製銑、製
鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用
に供する電気炉とし、同欄のロの環境省令・
経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇
〇〇〇二〇とする。

3| 令別表第八の二の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める石炭の採掘は、次の
各号に掲げる石炭の採掘とし、同欄のイの環
境省令・経済産業省令で定める係数は、次の
各号に掲げる石炭の採掘の区分に応じ当該各

号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの

量 $\frac{0 \cdot 0015}{}$

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表し

たメタンの量 $\frac{0 \cdot 0017}{}$

二 露天掘による採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

号に定めるとおりとする。

一 石炭坑での採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの

量 $\frac{0 \cdot 0014}{}$

ロ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表し

たメタンの量 $\frac{0 \cdot 0016}{}$

二 露天掘による採掘 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

<p>イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量 $\frac{0.00080}{}$</p>	<p>ロ (略)</p> <p>5 令別表第八の二の項の下欄のロの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省令で定める係数は、0.040とする。
<p>イ 石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表したメタンの量 $\frac{0.00077}{}$</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 令別表第八の二の項の下欄のロの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省令で定める係数は、0.040 <p>四三とし、<u>同欄のハ</u>の環境省令・経済産業省令で定める係数は、0.27とする。</p>
<p>7 令別表第八の二の項の下欄のホ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデン</p>	<p>5 令別表第八の二の項の下欄のニ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデン</p>

セート（NGL）以外の原油とし、同欄のホ
(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は
、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く
。以下この項において同じ。）の生産に付
随して発生するガスの焼却を行っていない
場合 次のイ及びロに掲げる量として当該
イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの生産に
伴い生産に係る坑井における通気弁から
排出されるトンで表したメタンの量 ○

・〇〇〇七二

セート（NGL）以外の原油とし、同欄のニ
(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は
、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定めるとおりとする。

一 原油（コンデンセート（NGL）を除く
。以下この項において同じ。）の生産に付
随して発生するガスの焼却を行っていない
場合 次のイ及びロに掲げる量として当該
イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの生産に
伴い生産に係る坑井における通気弁から
排出されるトンで表したメタンの量 ○

・〇〇一四

ロ|| イに掲げるもののほか、原油の一キロ
リットル当たりの生産に伴い生産に係る
坑井における当該施設から排出されるト
ンで表したメタンの量 次の(i)及び(ii)に
掲げる施設の区分に応じ、当該(i)及び(ii)
に定める数

(i) 原油の生産に係る坑井における施設
(陸上に設置されたものに限る。)

○・○○一八

(ii) 原油の生産に係る坑井における施設
(海上に設置されたものに限る。)

○・○○○○○五九

二 原油の生産に付随して発生するガスの焼

ロ|| イに掲げるもののほか、原油の一キロ
リットル当たりの生産に伴い生産に係る
坑井における施設から排出されるトンで
表したメタンの量 ○・○○一五

二 原油の生産に付随して発生するガスの焼

却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇〇〇〇二五を合算して得た数

8| 令別表第八の二の項の下欄のホ(2)の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ|| 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における当該施

却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に〇・〇〇〇一四を合算して得た数

6| 令別表第八の二の項の下欄のニ(2)の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っていない場合 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ|| 天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における施設か

設から排出されるトンで表したメタンの
量 次の(i)及び(ii)に掲げる施設の区分に
応じ、当該(i)及び(ii)に定める数

(i) 天然ガスの生産に係る坑井における
施設（陸上に設置されたものに限る。

） 〇・〇〇〇〇〇〇二二三

(ii) 天然ガスの生産に係る坑井における
施設（海上に設置されたものに限る。

） 〇・〇〇〇〇〇〇〇三三八

ロ 天然ガスの一立方メートル当たりの生
産に伴い処理に係る施設から排出される
トンで表したメタンの量 〇・〇〇〇〇〇

〇〇七六

ら排出されるトンで表したメタンの量
〇・〇〇〇〇〇〇〇二八

ロ 天然ガスの一立方メートル当たりの生
産に伴い処理に係る施設から排出される
トンで表したメタンの量 〇・〇〇〇〇〇

〇〇八八

二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガ

スの焼却を行っている場合 ○・○○○

○○○○○七六

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガ

スの焼却を行っている場合 ○・○○○

○○○○○一一

(削る)

二 天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 前号イ及びロに定める数を合算して得た数に、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガ

スの焼却のみを行っている場合 ○・○

○○○○○一一

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガ

スの焼却のみを行っている場合 ○・○

○○○○○一三

ハ 天然ガスの採取及び処理に付随して発

生するガスの焼却を行っている場合 ○

・〇〇〇〇〇〇〇二四

- 9| 令別表第八の二の項の下欄のホ(3)の環境省
令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇六
四とする。
- 7| 令別表第八の二の項の下欄のニ(3)の環境省
令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇六
四とする。

10| 令別表第八の二の項の下欄のへ(1)の環境省
(新設)

令・経済産業省令で定める原油は、次の各号
に掲げる原油とし、同欄のへ(1)の環境省令・
経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲
げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとお
りとする。

- 一 原油（コンデンサート（NGL）を除く
。以下この号において同じ。） 次のイ及
びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及び

ロに定めるとおりとする。

イ 原油をパイプラインにより輸送している場合 ○・○○○○○五四

ロ 原油をイに掲げるもの以外の手段により輸送している場合 ○・○○○○○二五

二 コンデンセート（NGL） ○・○○○

一一

11| 令別表第八の二の項の下欄のへ(2)の環境省

令・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のへ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

8| 令別表第八の二の項の下欄のホの環境省令

・経済産業省令で定める原油は、次の各号に掲げる原油とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる原油の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

の号において同じ。) 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの精製に伴い精製される原油の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量

〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二九

ロ イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量

〇・〇〇〇〇

〇二六

12

令別表第八の二の項の下欄のトの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇

の号において同じ。) 次のイ及びロに掲げる量として当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 原油の一キロリットル当たりの精製に伴い精製される原油の貯蔵に係る施設から排出されるトンで表したメタンの量

〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二七

ロ イに掲げるもののほか、原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量

〇・〇〇〇〇

〇三三

(新設)

〇〇〇一二とする。

13| 令別表第八の二の項の下欄のチ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原料は、別表第六の第二欄に掲げる原料とし、同項の下欄のチ(1)の環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

14| 令別表第八の二の項の下欄のチ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇〇〇〇〇九五とする。

15| 令別表第八の二の項の下欄のリの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇

9| 令別表第八の二の項の下欄のへの環境省令
・経済産業省令で定める原料は、別表第六の第二欄に掲げる原料とし、同項の下欄のへの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる原料の区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

(新設)
(新設)

〇一七とする。

16| 令別表第八の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 エチレン（エタンから製造されたものに限る。） 〇・〇〇六〇

二 エチレン（前号に掲げるものを除く。）

〇・〇〇三〇

三 酸化エチレン 〇・〇〇一八

四 カーボンブラック 〇・〇二九

五 (略)

10| 令別表第八の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 カーボンブラック 〇・〇〇〇三五

二 コークス 〇・〇〇〇一三

三 エチレン 〇・〇〇〇〇一五

四 一・二―ジクロロエタン 〇・〇〇〇〇

〇五〇

五 (略)

(削る)

17| 令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 乳用牛 〇・一〇

二 肉用牛 〇・〇六三

三 (略)

四 めん羊 〇・〇〇八〇

五 山羊 〇・〇〇五〇

六 豚 〇・〇〇一四

七 (略)

六| メタノール 〇・〇〇二〇

11| 令別表第八の四の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 乳用牛 〇・一一

二 肉用牛 〇・〇六六

三 (略)

四 めん羊 〇・〇〇四一

五 山羊 〇・〇〇四一

六 豚 〇・〇〇一一

七 (略)

18| (略)

19| 令別表第八の五の項の下欄の口の環境省令

・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 馬 〇・〇〇二三

二 (略)

三 山羊 〇・〇〇〇二〇

四 (略)

五| うさぎ 〇・〇〇〇〇八〇

六| ミンク 〇・〇〇〇六八

12| (略)

13| 令別表第八の五の項の下欄の口の環境省令

・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 馬 〇・〇〇二一

二 (略)

三 山羊 〇・〇〇〇一八

四 (略)

(新設)

(新設)

20| 令別表第八の五の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 牛 ○・○○一

二 鶏 ○・○○○○五九

21| 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

20| 令別表第八の五の項の下欄のハの環境省令
・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

14| 令別表第八の五の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、○・○○一三とする。

15| 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

21| 令別表第八の六の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める水田は、次の各号に掲げる水田とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる水田の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 間断灌漑水田 ○・○○○○二九

二 常時湛水田 ○・○○○○三九

22|
5 24|
(略)

25| 令別表第八の九の項の下欄の環境省令・経

済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲
げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業
省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄
物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとす
る。

一 木くず（一般廃棄物（廃棄物処理法第二
条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以
下同じ。）であるものに限る。） ○・○

○○三五

一 間欠灌漑水田 ○・○○○○一六

二 常時湛水田 ○・○○○○二八

16|
5 18|
(略)

(新設)

二 一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。

）又は産業廃棄物 ○・○○○九六

（削る）

19|| 令別表第八の九の項の下欄のイの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、○・○○○

○・四九とし、同欄のロの環境省令・経済産

業省令で定める係数は、○・○○○

八とする。

（削る）

20|| 令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、

別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法と

する。

（削る）

21|| 令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し

(削る)

尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。）で別表第十一の一の項に掲げるし尿処理施設以外のものとする。

22| 令別表第八の九の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(削る)

23| 令別表第八の九の項の下欄のニの環境省令

・経済産業省令で定める施設は、別表第十一の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同表

の第三欄に掲げるとおりとする。

- 26| 令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
- 24| 令別表第八の一〇の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。
- 27| 令別表第八の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該

- 25| 令別表第八の一〇の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ当該

各号に定めるとおりとする。

- 一 感染性廃棄物（廃棄物処理法施行令別表第一の四の項の下欄に規定する感染性廃棄物をいい、廃プラスチック類であるものを除く。以下同じ。） ○・○○○二三
- 二 廃プラスチック類 ○・○○○○八〇
- 三 汚泥（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○○○一五
- 四 廃油（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○○○四〇
- 五 紙くず、木くず、繊維くず、動物性若しくは植物性の残さ又は動物の死体（第一号に掲げるものを除く。） ○・○○○二三

各号に定めるとおりとする。

- 一 汚泥 ○・○○○○九七
- 二 廃油 ○・○○○○五六

(削る)

26|| 令別表第八の一〇の項の下欄のハの環境省

令・経済産業省令で定める施設は、別表第十三の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(削る)

27|| 令別表第八の一〇の項の下欄のイに掲げる

量の算定に係る前項の規定の適用については、同項中「別表第十三」とあるのは「ボイラ

(削る)

28

令別表第八の一の項の下欄のイの環境省

一及び別表第十三」とする。

28

令別表第八の一〇の項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十四の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める単位及び環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第四欄及び第五欄に掲げるとおりとする。

(新設)

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 食料品製造業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○一一

二 パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○

二五

三 化学工業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○九二

四 鉄鋼業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○○○○七三

五 前各号に掲げる場合のほか、工場廃水を

処理している場合 ○・○○○○○三〇

29|| 令別表第八の一の項の下欄のロの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定める係数は、○・○○
○○○○八八とする。

30|| 令別表第八の一の項の下欄のハの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は
、別表第十一の第二欄に掲げるし尿の処理方
法とする。

31|| 令別表第八の一の項の下欄のハの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、
し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に
規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。）
で別表第十二の一の項に掲げるし尿処理施設

以外のものとする。

32| 令別表第八の一の項の下欄のハの環境省

(新設)

令・経済産業省令で定める係数は、別表第十
一の第二欄に掲げるし尿の処理方法の区分に
応じ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

33| 令別表第八の一の項の下欄のニの環境省

(新設)

令・経済産業省令で定める施設は、別表第十
二の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄の
ニの環境省令・経済産業省令で定める係数は
、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同
表の第三欄に掲げるとおりとする。

(特定排出者の事業活動に伴う一酸化二窒素

(特定排出者の事業活動に伴う一酸化二窒素

の排出量の算定に係る係数等)

第五条 令別表第九の一の項の下欄の環境省令

・経済産業省令で定める施設等は、別表第十
三の第二欄に掲げる施設等とし、同項の下欄
の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、
同表の第二欄に掲げる施設等ごとに同表の第
三欄に掲げる燃料とし、同項の下欄の環境省
令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料
の一当該単位当たりのギガジュールで表した
発熱量として環境省令・経済産業省令で定め
る係数は、別表第五の第二欄に掲げる燃料の
区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げる
とおりとし、同項の下欄の当該燃料の一ギガ

の排出量の算定に係る係数等)

第五条 令別表第九の一の項の下欄の環境省令

・経済産業省令で定める施設等は、別表第十
五の第二欄に掲げる施設等とし、同項の下欄
の環境省令・経済産業省令で定める燃料は、
同表の第二欄に掲げる施設等ごとに同表の第
三欄に掲げる燃料とし、同項の下欄の環境省
令・経済産業省令で定める単位及び当該燃料
の一当該単位当たりのギガジュールで表した
発熱量として環境省令・経済産業省令で定め
る係数は、別表第五の第二欄に掲げる燃料の
区分に応じ同表の第三欄及び第四欄に掲げる
とおりとし、同項の下欄の当該燃料の一ギガ

ジュール当たりの発熱に伴い排出されるトン
で表した一酸化二窒素の量として環境省令・
経済産業省令で定める係数は、別表第十三の
第二欄に掲げる施設等の区分及び第三欄に掲
げる燃料の区分に応じ同表の第四欄に掲げる
とおりとする。

- 2|| 令別表第九の二の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、○・○○○
○八〇とする。

- 3| 令別表第九の二の項の下欄のロの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、○・○○○
○六八とする。

- 4| 令別表第九の二の項の下欄のハ(1)の環境省

ジュール当たりの発熱に伴い排出されるトン
で表した一酸化二窒素の量として環境省令・
経済産業省令で定める係数は、別表第十五の
第二欄に掲げる施設等の区分及び第三欄に掲
げる燃料の区分に応じ同表の第四欄に掲げる
とおりとする。

(新設)

- 2| 令別表第九の二の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、○・○○○
○六八とする。

- 3| 令別表第九の二の項の下欄のロ(1)の環境省

令・経済産業省令で定める原油は、コンデン
セート（NGL）以外の原油とし、同欄のハ
(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は
、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

5 | 令別表第九の二の項の下欄のハ(2)の環境省
令・経済産業省令で定める係数は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める
とおりとする。

一 (略)

二 天然ガスの生産に付随して発生するガス
の焼却を行っている場合 次のイ及びロに

令・経済産業省令で定める原油は、コンデン
セート（NGL）以外の原油とし、同欄のロ
(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は
、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

4 | 令別表第九の二の項の下欄のロ(2)の環境省
令・経済産業省令で定める係数は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める
とおりとする。

一 (略)

二 天然ガスの生産に付随して発生するガス
の焼却を行っている場合 次のイからハマ

掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○・○○○
○○○○○○○二一

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○・○○○
○○○○○○○二五

(削る)

6| 令別表第九の三の項の下欄の環境省令・経

済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げ

でに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ 天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 ○・○
○○○○○○○二一

ロ 天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合 ○・○
○○○○○○○二五

ハ|| 天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合 ○

・○○○○○○○四六

5| 令別表第九の三の項の下欄の環境省令・経

済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げ

る製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 アジピン酸 〇・三〇

二 硝酸 〇・〇〇三三

三|| カプロラクタム 〇・〇〇二〇

7|| 令別表第九の五の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、一とする。

8| 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第二欄に掲げる家畜ごとに同表の第三欄に掲げるふん尿の管理方法とし

る製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 アジピン酸 〇・二八

二 硝酸 〇・〇〇三二

(新設)

(新設)

6| 令別表第九の五の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第二欄に掲げる家畜ごとに同表の第三欄に掲げるふん尿の管理方法とし

、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる家畜の区分及び第三欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。

9||

令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 めん羊 ○・○○○三三
- 二 山羊 ○・○○○三〇

、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる家畜の区分及び第三欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。

7||

令別表第九の五の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 放牧されためん羊 ○・○○○三八
- 二 めん羊（前号に掲げるものを除く。）

三 馬 ○・○○○九九

四 水牛（固形にしたふん尿の乾燥によりそのふん尿の管理が行われるものに限る。）

○・○○○一四

五 水牛（燃烧の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるものに限る。） ○

六 水牛（前二号に掲げるものを除く。）

○・○○○一四

七 うさぎ ○・○○○二五

八 ミンク ○・○○○一四

○・○○○九四

三 放牧された山羊又は馬 ○・○○○一三

四 山羊又は馬（前号に掲げるものを除く。）

○・○○○三一

五 放牧された水牛 ○・○○○一三

六 前号に掲げる水牛以外の水牛であつて、

固形にしたふん尿の乾燥又はふん尿の貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの

○・○○○一三

七 第五号に掲げる水牛以外の水牛であつて、
燃烧の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの

○

<p>10 令別表第九の六の項の下欄のハの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 <p>一 牛 ○・○○○六五</p> <p>二 鶏 ○・○○○〇二九</p>	<p>11 令別表第九の七の項の下欄のイの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めると
<p>8 令別表第九の五の項の下欄のハの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める係数は、○・○○○一八とする。 	<p>9 令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めると

おりとする。

一 水稲 ○・○○四九

二 茶樹 ○・○四六

三 農作物（前二号に掲げるものを除く。）

○・○○九七

おりとする。

一 野菜 ○・○○九七

二 水稲 ○・○○四九

三 果樹 ○・○○九七

四 茶樹 ○・○四六

五 ばれいしょ ○・○○九七

六 飼料作物 ○・○○九七

七 麦 ○・○○九七

八 そば ○・○○九七

九 豆類 ○・○○九七

十 かんしょ ○・○○九七

十一 桑 ○・○○九七

十二 たばこ ○・○○九七

12

令別表第九の七の項の下欄の口の環境省令
 ・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 水稻（稲わらに限る。） ○・○○○○
- 五四
- 二 水稻（もみがらに限る。） ○・○○○○
- 四二
- 三 水稻（地下部に限る。） ○・○○○○

10

十三 工芸農作物（第四号及び前二号に掲げるものを除く。） ○・○○九七

令別表第九の六の項の下欄の口の環境省令
 ・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 水稻 ○・○○〇一三
- 二 小麦 ○・○○〇〇八八
- 三 二条大麦 ○・○○〇〇四二
- 四 六条大麦 ○・○○〇〇六一
- 五 裸麦 ○・○○〇〇二四

- 九〇
 四 牧草（飼料の用に供するものに限る。）
 〇・〇〇〇一九
 五 牧草（肥料の用に供するものに限る。）
 〇・〇〇〇二〇
 六 青刈りとうもろこし（飼料の用に供するものに限る。）
 〇・〇〇〇一一
 七 青刈りとうもろこし（肥料の用に供するものに限る。）
 〇・〇〇〇九九
 八 ソルガム（飼料の用に供するものに限る。）
 〇・〇〇〇九四
 九 ソルガム（肥料の用に供するものに限る。）
 〇・〇〇〇一〇

- 六 えん麦 〇・〇〇〇一四
 七 らい麦 〇・〇〇〇九四
 八 とうもろこし 〇・〇〇〇三二
 九 そば 〇・〇〇〇二五
 十 大豆 〇・〇〇〇一三
 十一 小豆 〇・〇〇〇一七
 十二 いんげんまめ 〇・〇〇〇一五
 十三 えんどうまめ 〇・〇〇〇三一
 十四 そらまめ 〇・〇〇〇三一
 十五 らっかせい 〇・〇〇〇一五
 十六 えだまめ 〇・〇〇〇三一
 十七 さやいんげん 〇・〇〇〇三一
 十八 かんしょ 〇・〇〇〇三六

十 青刈りえん麦（飼料の用に供するものに限る。） ○・○○〇〇一三

十一 青刈りえん麦（肥料の用に供するものに限る。） ○・○○〇〇一二

十二 青刈りらい麦（飼料の用に供するものに限る。） ○・○○〇〇一七

十三 青刈りらい麦（肥料の用に供するものに限る。） ○・○○〇〇一一

十四 青刈りの麦（飼料の用に供するものであつて、第十号及び第十二号に掲げるものを除く。） ○・○○〇〇一五

十五 青刈りの麦（肥料の用に供するものであつて、第十一号及び第十三号に掲げるも

十九 こんにやく ○・○○〇〇三六

二十 さといも ○・○○〇〇四〇

二十一 ばれいしょ ○・○○〇〇四八

二十二 やまのいも ○・○○〇〇二〇

二十三 いちご ○・○○〇〇三九

二十四 すいか ○・○○〇〇三四

二十五 メロン ○・○○〇〇六四

二十六 きゅうり ○・○○〇〇五二

二十七 トマト ○・○○〇〇四三

二十八 なす ○・○○〇〇三九

二十九 ピーマン ○・○○〇〇三九

三十 キヤベツ ○・○○〇〇七二

三十一 はくさい ○・○○〇〇七九

	のを除く。)	○・○○○一一
十六	小麦	○・○○○九六
十七	二条大麦	○・○○○二九
十八	六条大麦	○・○○○一二
十九	裸麦	○・○○○一八
二十	えん麦	○・○○○一二
二十一	らい麦	○・○○○一二
二十二	大豆	○・○○○一一
二十三	小豆	○・○○○一四
二十四	いんげんまめ	○・○○○一三
二十五	らっかせい	○・○○○二三
二十六	そば	○・○○○一二
二十七	なたね	○・○○○四四

三十二	ほうれんそう	○・○○○七六
三十三	ねぎ	○・○○○六七
三十四	たまねぎ	○・○○○二五
三十五	レタス	○・○○○八〇
三十六	だいこん	○・○○○六五
三十七	にんじん	○・○○○四三
三十八	かぼちゃ	○・○○○八二
三十九	こまつな	○・○○○七六
四十	ちんげんさい	○・○○○七六
四十一	ふき	○・○○○七六
四十二	みつば	○・○○○七六
四十三	しゅんぎく	○・○○○七六
四十四	にら	○・○○○二五

二十八	こんにやく	○・○○○二四
二十九	いぐさ	○・○○○四二
三十	かんしょ	○・○○○二五
三十一	ばれいしょ	○・○○○二八
三十二	さといも	○・○○○二七
三十三	やまのいも	○・○○○二〇
三十四	とうもろこし	○・○○○一九
三十五	葉たばこ	○・○○○四三
三十六	茶	○・○○○二七
三十七	だいこん	○・○○○二五
三十八	かぶ	○・○○○二五
三十九	にんじん	○・○○○七五
四十	ごぼう	○・○○○七五

四十五	にんにく	○・○○○二五
四十六	セルリー	○・○○○一三
四十七	カリフラワー	○・○○○七二
四十八	ブロッコリー	○・○○○七六
四十九	アスパラガス	○・○○○二五
五十	かぶ	○・○○○六五
五十一	ごぼう	○・○○○四三
五十二	れんこん	○・○○○四三
五十三	しょうが	○・○○○五四
五十四	茶	○・○○○二七
五十五	てんさい	○・○○○三八
五十六	さとうきび	○・○○○八三
五十七	桑	○・○○○一五

四十一	れんこん	○・○○○七五
四十二	はくさい	○・○○○二六
四十三	こまつな	○・○○○八三
四十四	キャベツ	○・○○○四三
四十五	ちんげんさい	○・○○○八三
四十六	ほうれんそう	○・○○○八三
四十七	ふき	○・○○○八三
四十八	みつば	○・○○○八三
四十九	しゅんぎく	○・○○○八三
五十	みずな	○・○○○八三
五十一	セルリー	○・○○○八三
五十二	アスパラガス	○・○○○二八
五十三	カリフラワー	○・○○○四三

五十八	葉たばこ	○・○○○七六
五十九	なたね	○・○○○二五
六十	牧草	○・○○○四六
六十一	青刈りとうもろこし	○・○○○一
九		
六十二	ソルゴー	○・○○○三〇
六十三	青刈りえん麦	○・○○○二三
六十四	青刈りらい麦	○・○○○二三
六十五	青刈りの麦（前二号に掲げるものを除く。）	○・○○○三一
六十六	いぐさ	○・○○○二五

五十四	ブロッコリー	○・○○○○四三
五十五	レタス	○・○○○○三〇
五十六	ねぎ	○・○○○○二八
五十七	にら	○・○○○○二八
五十八	たまねぎ	○・○○○○一九
五十九	にんにく	○・○○○○二八
六十	きゅうり	○・○○○○六三
六十一	かぼちゃ	○・○○○○六三
六十二	なす	○・○○○○六三
六十三	トマト	○・○○○○六三
六十四	ピーマン	○・○○○○六三
六十五	さやいんげん	○・○○○○一六
六十六	さやえんどう	○・○○○○一六

六十七 そらまめ 〇・〇〇〇一六

六十八 えだまめ 〇・〇〇〇一六

六十九 しょうが 〇・〇〇〇五〇

七十 いちご 〇・〇〇〇六三

七十一 メロン 〇・〇〇〇六三

七十二 すいか 〇・〇〇〇六三

七十三 さとうきび 〇・〇〇〇八六

七十四 てんさい 〇・〇〇〇二四

13| 令別表第九の七の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇九七とする。

14| 令別表第九の八の項の下欄の環境省令・経

済産業省令で定める植物性の物は、別表第八

(新設)

11| 令別表第九の七の項の下欄の環境省令・経

済産業省令で定める植物性の物は、別表第八

の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

15) 令別表第九の九の項の下欄の環境省令・経

済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 木くず（一般廃棄物であるものに限る。

）
○・○○○○○一五

二 一般廃棄物（前号に掲げるものを除く。

の第二欄に掲げる植物性の物とし、同項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる植物性の物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（新設）

）又は産業廃棄物 〇・〇〇〇二七

（削る）

（削る）

（削る）

12|| 令別表第九の八の項の下欄のイの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇四
三とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令
で定める係数は、〇・〇〇〇〇一六とす
る。

13|| 令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令
・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、
別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法と
する。

14|| 令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令
・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し
尿処理施設で別表第十一の一の項に掲げるし

(削る)

尿処理施設以外のものとする。

15| 令別表第九の八の項の下欄のハの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、別表第十の第二欄に掲げるし尿の処理方法の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(削る)

16| 令別表第九の八の項の下欄のニの環境省令

・経済産業省令で定める施設は、別表第十一の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

16| 令別表第九の一〇の項の下欄のイの環境省

令・経済産業省令で定める焼却施設は、別表

17| 令別表第九の九の項の下欄のイの環境省令

・経済産業省令で定める焼却施設は、別表第

第十の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(削る)

十二の第二欄に掲げる焼却施設とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる焼却施設の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

18

令別表第九の九の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める施設は、別表第十六の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表の第三欄に掲げる廃棄物とし、同項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に

17

令別表第九の一〇の項の下欄の口の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄の口の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 感染性廃棄物 ○・○○○○七七
- 二 廃プラスチック類 ○・○○○○一五
- 三 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に掲げ

19

掲げる廃棄物の区分に応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

令別表第九の九の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める廃棄物は、次の各号に掲げる廃棄物とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる廃棄物の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において通常燃焼により焼却される下水汚泥 ○・○○一五
- 二 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われ

るものを除く。) ○・○○一五

四 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥(第一号に掲げるものを除く。) ○・○○〇六五

五 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥(第一号に掲げるものを除く。)

○・○○〇八八

六 石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥(第一号に掲げるものを除く。) ○・○○〇二九

七 多段吹込燃焼式流動床炉、二段燃焼式循

た後に流動床式焼却施設において高温燃焼により焼却される下水汚泥 ○・○○〇六

四五

三 高分子凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に多段式焼却施設において焼却される下水汚泥 ○・○○〇八八二

四 石灰系凝集剤を用いた脱水処理が行われた後に焼却される下水汚泥 ○・○○〇二

九四

五 下水汚泥(前四号に掲げるものを除く。)

○・○○〇八八二

六 汚泥(前五号に掲げるものを除く。)

○・○○〇四五

-
- 環流動床炉又はストーカー炉において高温
 燃焼により焼却される下水汚泥（第一号に
 掲げるものを除く。） ○・○○〇二六
- 八 炭化固形燃料化炉において焼却される下
 水汚泥（第一号に掲げるものを除く。）
 ○・○○〇〇三一
- 九 下水汚泥（第一号及び第三号から第八号
 までに掲げるものを除く。） ○・○○〇〇
 八八
- 十 汚泥（第一号及び第三号から第九号まで
 に掲げるものを除く。） ○・○○〇〇九
 九
- 十一 廃油（第一号に掲げるものを除く。）
-
- 七 廃油 ○・○○〇〇〇九八
- 八 廃ゴムタイヤ ○・○○〇〇一七
- 九 廃プラスチック類（前号に掲げるものを
 除く。） ○・○○〇〇一七
- 十 紙くず又は木くず ○・○○〇〇一〇
- 十一 繊維くず ○・○○〇〇一〇
- 十二 動植物性残さ又は家畜の死体 ○・〇
 ○〇〇一〇
- 十三 ごみ固形燃料（主として古紙又は廃プ
 ラスチック類を原材料とするものに限る。
 ） ○・○○〇〇一七
- 十四 ごみ固形燃料（前号に掲げるもの及び
 植物性の物又は動物性の物のみを原材料と
-

○・○○○○六二

十二 紙くず、木くず、繊維くず、動物性若

しくは植物性の残さ又は家畜の死体（第一

号に掲げるものを除く。） ○・○○○○

七七

（削る）

するものを除く。） ○・○○○○一七

20||

令別表第九の九の項の下欄の二の環境省令

・経済産業省令で定める施設は、別表第十七
の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄の二
の環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃
料は、同表の第二欄に掲げる施設ごとに同表
の第三欄に掲げる廃棄物燃料とし、同項の下
欄の二の環境省令・経済産業省令で定める単
位及び環境省令・経済産業省令で定める係数

18

令別表第九の一一の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 食料品製造業に係る工場廃水进行处理している場合 ○・○○○四七

二 パルプ・紙・紙加工品製造業に係る工場廃水进行处理している場合 ○・○○○一

四

三 化学工業に係る工場廃水进行处理している

は、同表の第二欄に掲げる施設の区分及び第三欄に掲げる廃棄物燃料の区分に応じ同表の第四欄及び第五欄に掲げるとおりとする。
(新設)

場合 ○・○一七

四 鉄鋼業に係る工場廃水を処理している場合 ○・○○四〇

五 前各号に掲げる場合のほか、工場廃水を処理している場合 ○・○○五三

19

令別表第九の一の項の下欄のロの環境省

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 標準活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○〇一四

二 嫌気好気活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○〇三〇

(新設)

三 嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法により処理している場合 ○・○○○○○
○○一二

四 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法により処理している場合 ○・○○○○○
○一一

20|| 令別表第九の一一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法は、別表第十一の第二欄に掲げるし尿の処理方法とする。

(新設)

21|| 令別表第九の一一の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定めるし尿処理施設は、し尿処理施設で別表第十二の一の項に掲げる

(新設)

し尿処理施設以外のものとする。

22|| 令別表第九の一の項の下欄のハの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定める係数は、別表第十
一の第二欄に掲げるし尿の処理方法の区分に
応じ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

23|| 令別表第九の一の項の下欄のニの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定める施設は、別表第十
二の第二欄に掲げる施設とし、同項の下欄の
ニの環境省令・経済産業省令で定める係数は
、同表の第二欄に掲げる施設の区分に応じ同
表の第四欄に掲げるとおりとする。

(特定排出者の事業活動に伴うハイドロフル

(特定排出者の事業活動に伴うハイドロフル

オロカーボンの排出量の算定に係る係数等)

第六条 令別表第十の一の項の下欄のイの環境

省令・経済産業省令で定める係数は、 0.0

一七とし、同欄のロの環境省令・経済産業省

令で定める係数は、 0.0035 とする。

2|| 令別表第十の三の項の下欄のイの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めると

おりとする。

一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加

工の工程におけるドライエッチング又はこ

れらの製造装置の洗浄にハイドロフルオロ

カーボンを使用している場合 0.40

オロカーボンの排出量の算定に係る係数等)

第六条 令別表第十の一の項の下欄のイの環境

省令・経済産業省令で定める係数は、 0.0

一九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省

令で定める係数は、 0.0049 とする。

(新設)

二 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄にハイドロフルオロカーボンを使用している場合 ○・二〇

3||

令別表第十の三の項の下欄のロの環境省令
・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロシクロブタンとし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇二〇とする。

4|

令別表第十の四の項の下欄のイ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(新設)

2|

令別表第十の二の項の下欄のイ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(削る)

一 家庭用エアコンデyshoナー ○・○○

一〇

二 (略)

5 | 令別表第十の四の項の下欄のイ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 自動販売機 ○・○○○○○○六一

二 自動車用エアコンデyshoナー ○・○○

○○○○一〇

6 | 令別表第十の四の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○二〇

一 家庭用電気冷蔵庫 ○・○○〇五〇

二 家庭用エアコンデyshoナー ○・○○

一九

三 (略)

3 | 令別表第十の二の項の下欄のイ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 自動販売機 ○・○○○○○○六五

二 自動車用エアコンデyshoナー ○・○○

○○○○二五

4 | 令別表第十の二の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・〇一七

とし、同欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 0.010 とし、同欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 0.000080 とする。

7|| 令別表第十の四の項の下欄のへ(2)の環境省令・経済産業省令で定めるプラスチックは、ウレタンフォームとし、同欄のへ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 0.10 とする。

8|| 令別表第十の四の項の下欄のトの環境省令

とし、同欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 0.010 とし、同欄のニ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、 0.000011 とする。

5|| 令別表第十の二の項の下欄のへ(2)の環境省令・経済産業省令で定めるプラスチックは、次の各号に掲げるプラスチックとし、同欄のへ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げるプラスチックの区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 押出法ポリスチレンフォーム 0.15
- 二 ウレタンフォーム 0.10

6|| 令別表第十の二の項の下欄のトの環境省令

・経済産業省令で定める係数は、〇・〇二九とする。

(削る)

9| 令別表第十の四の項の下欄のりの環境省令
・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 洗淨（令別表第十の三の項の下欄のイに規定する洗淨を除く。）の用途

・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 噴霧器 〇・〇二八

二 消火剤 〇・〇〇〇〇二〇

7|| 令別表第十の二の項の下欄のりの環境省令
・経済産業省令で定める係数は、〇・三〇とする。

8| 令別表第十の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 洗淨（令別表第十の二の項の下欄のりに規定する洗淨を除く。）の用途

二 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロ
カーボンの排出量の算定に係る係数等)

第七条 令別表第十一の一の項の下欄の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇

三一とする。

(削る)

二 (略)

(特定排出者の事業活動に伴うパーフルオロ
カーボンの排出量の算定に係る係数等)

第七条 令別表第十一の一の項の下欄の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、次の各号
に掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じ
当該各号に定めるとおりとする。

一 パーフルオロメタン 〇・〇〇〇三〇

二 パーフルオロエタン 〇・〇〇〇〇三〇

2|| 令別表第十一の二の項の下欄の環境省令・

経済産業省令で定める係数は、〇・〇三九と
する。

2

令別表第十一の二の項の下欄のイの環境省

令・経済産業省令で定めるパーフルオロカー
ボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカー
ボンとし、同欄のイの環境省令・経済産業省
令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフ
ルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定め
るとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン（半導体素子若しく
は半導体集積回路の加工の工程におけるド
ライエッチング又はこれらの製造装置の洗
浄に使用されたものに限る。） ○・九〇
- 二 パーフルオロメタン（液晶デバイスの加
工の工程におけるドライエッチング又はこ

3

令別表第十一の三の項の下欄のイの環境省

令・経済産業省令で定めるパーフルオロカー
ボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカー
ボンとし、同欄のイの環境省令・経済産業省
令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフ
ルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定め
るとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン ○・八〇
- 二 パーフルオロエタン ○・七〇
- 三 パーフルオロプロパン ○・四〇
- 四 パーフルオロシクロブタン ○・三〇

これらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） ○・六〇

三 パーフルオロエタン（半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） ○・六〇

四 パーフルオロエタン（液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） 一・〇

五 パーフルオロプロパン ○・四〇

六 パーフルオロシクロブタン ○・一〇

3|| 令別表第十一の二の項の下欄のロの環境省

4|| 令別表第十一の三の項の下欄のロの環境省

令・経済産業省令で定めるパーフルオロカー
ボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカー
ボンとし、同欄の口の環境省令・経済産業省
令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフ
ルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定め
るとおりとする。

一 パーフルオロエタン ○・二〇

二 パーフルオロプロパン ○・一〇

三 パーフルオロシクロブタン（半導体素子

若しくは半導体集積回路の加工の工程にお
けるドライエッチング又はこれらの製造装
置の洗浄に使用されたものに限る。） ○

・一〇

令・経済産業省令で定めるパーフルオロカー
ボンは、次の各号に掲げるパーフルオロカー
ボンとし、同欄の口の環境省令・経済産業省
令で定める係数は、次の各号に掲げるパーフ
ルオロカーボンの区分に応じ当該各号に定め
るとおりとする。

一 パーフルオロエタン ○・一〇

二 パーフルオロプロパン ○・二〇

四 パーフルオロシクロブタン（液晶デバイス）の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたものに限る。） ○・○一〇

4|| 令別表第十一の二の項の下欄のハの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボン、パーフルオロシクロブタンとし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・一〇とする。

5|| 令別表第十一の二の項の下欄のニの環境省
(新設)

令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボン、トリフルオロメタンとし、同欄のニの環境省令・経済産業省令で定める係数

は、〇・〇七〇とする。

6||

令別表第十一の二の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンは、トリフルオロメタンとし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇五〇とする。

(新設)

7||

令別表第十一の二の項の下欄のヘの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(新設)

一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプ

ラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 ○・〇二〇

二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 ○・〇九〇

8||

令別表第十一の二の項の下欄のトの環境省

令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンは、パーフルオロメタンとし、同欄のトの環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・七〇とする。

9|

令別表第十一の三の項の下欄の環境省令・

(新設)

5|

令別表第十一の四の項の下欄の環境省令・

経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 洗浄（令別表第十一の二の項の下欄のイからハまで及びトに規定する洗浄を除く。

）の用途

二 （略）

（特定排出者の事業活動に伴う六ふっ化硫黄の排出量の算定に係る係数等）

第八条 令別表第十二の一の項の下欄の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇

一三とする。

2|| 令別表第十二の三の項の下欄の環境省令・

経済産業省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 洗浄（令別表第十一の三の項の下欄に規定する洗浄を除く。）の用途

二 （略）

（特定排出者の事業活動に伴う六ふっ化硫黄の排出量の算定に係る係数等）

第八条 令別表第十二の二の項の下欄の環境省

令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一

九とする。

（新設）

経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合

○・二〇

二 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用している場合 ○・六〇

3| 令別表第十二の四の項の下欄のイの環境省

令・経済産業省令で定める係数は、○・〇一

九とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令

2| 令別表第十二の三の項の下欄のイの環境省

令・経済産業省令で定める係数は、○・〇二

七とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令

で定める係数は、〇・〇〇一〇とする。

4||

令別表第十二の四の項の下欄のホの環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器は、次の各号に掲げる粒子加速器とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる粒子加速器の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 大学その他の研究機関において用いる粒子加速器 〇・〇四五
- 二 産業用の粒子加速器 〇・〇七〇
- 三 医療用の粒子加速器 二・〇

で定める係数は、〇・〇〇一〇とし、同欄のホの環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・五〇とする。

(新設)

四 発生する放射線の有するエネルギーが一
メガ電子ボルト未満である粒子加速器（前
三号に掲げるものを除く。） ○・〇七〇

（特定排出者の事業活動に伴う三ふつ化窒素
の排出量の算定に係る係数等）

第八条の二 令別表第十三の一の項の下欄の環
境省令・経済産業省令で定める係数は、○・
〇〇〇二〇とする。

2
（略）

第十条 特定排出者は、その事業活動に係る温
室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二

（特定排出者の事業活動に伴う三ふつ化窒素
の排出量の算定に係る係数等）

第八条の二 令別表第十三の一の項の下欄の環
境省令・経済産業省令で定める係数は、○・
〇一七とする。

2
（略）

第十条 特定排出者は、その事業活動に係る温
室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二

条から第八条の二まで（第二条第三項、第五項及び第六項第二号を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

条から第八条の二まで（第二条第四項を除く。以下この条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第一条関係)

六	五	四	三	二	一
輸入無煙炭	国産一般炭	輸入一般炭	吹込用原料炭	コークス用原料炭	輸入原料炭
トン	トン	トン	トン	トン	トン
二十七・八	二十四・二	二十六・一	二十八・三	二十八・九	二十八・七
○・〇二五九	○・〇二四二	○・〇二四三	○・〇二五一	○・〇二四五	○・〇二四六

一一	一〇	九	八	七
コンデンセート (NGL)	石油アスファルト	コールタール	石油コークス又はFCCコーク (流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素)	石炭コークス
キロリットル	トン	トン	トン	トン
三十四・八	四十・〇	三十七・三	三十四・一	二十九・〇
〇・〇一八三	〇・〇二〇四	〇・〇二〇九	〇・〇二四五	〇・〇二九九

一七	一六	一五	一四	一三	一二
軽油	灯油	ジェット燃料油	ナフサ	揮発油	原油（コンデンセート（NGL）を除く。）
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
三十八・〇	三十六・五	三十六・三	三十三・三	三十三・四	三十八・三
〇・〇一八八	〇・〇一八七	〇・〇一八六	〇・〇一八六	〇・〇一八七	〇・〇一九〇

一八	A重油	キロリットル	三十八・九	〇・〇一九三
一九	B・C重油	キロリットル	四十一・八	〇・〇二〇二
二〇	潤滑油	キロリットル	四十・二	〇・〇一九九
二一	液化石油ガス（LPG）	トン	五十・一	〇・〇一六三
二二	石油系炭化水素ガス	温度が二十五度で圧力が一バールの状態（以下「標準環境状態」という。）に換算した千立方メートル	四十六・一	〇・〇一四四

二七	二六	二五	二四	二三
発電用高炉ガス	高炉ガス	コークス炉ガス	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	液化天然ガス（LNG）
標準環境状態に換算し	標準環境状態に換算した千立方メートル	標準環境状態に換算した千立方メートル	標準環境状態に換算した千立方メートル	トン
三・四五	三・二三	十八・四	三十八・四	五十四・七
〇・〇二六四	〇・〇二六四	〇・〇一〇九	〇・〇一三九	〇・〇一三九

三二	三一	三〇	二九	二八	
廃プラスチック類（一般廃棄物であるものに限る。）	廃タイヤ	R P F	R D F	転炉ガス	
トン	トン	トン	トン	標準環境状態に換算した千立方メートル	た千立方メートル
二十九・三	三十三・二	二十六・九	十八・〇	七・五三	
〇・〇二五七	〇・〇一三五	〇・〇一六六	〇・〇一六二	〇・〇四二〇	

備考 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年	三五		三四	三三
	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油		廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。以下この項において同じ。）又は廃油から製造された燃料炭化水素油	廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに限る。）
	キロリットル		キロリットル	トン
	三十八・〇		四十・二	二十九・三
	〇・〇一八八		〇・〇一七九	〇・〇二三九

法律第四十九号)第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第七百七条第一項(同法第四百十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第一百五十一条第一項(同法第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第一百九十九条第一項(同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三百三十一条第一項(同法第四百十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は同法第四百十五条第一項の規定による報告において燃料の使用量の発熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第四欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる係数とみなす。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

一	石炭	トン	二・三三
二	石油 コークス	トン	三・〇六
三	ナフサ	キロリットル	二・二七
四	液化天然ガス（LNG）	トン	二・七九
五	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	標準環境状態に換算した千立方メートル	一・九六

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

一	エチレン（ナフサから製造されたものに限る。）	トン	一・五六
二	エチレン（軽油から製造されたものに限る。）	トン	二・〇六
三	エチレン（エタンから製造されたものに限る。）	トン	〇・八六

八	七	六	五	四
酸化エチレン	クロロエチレン	エチレン（一の項から五の項までに掲げるものを除く。）	エチレン（ブタンから製造されたものに限る。）	エチレン（プロパンから製造されたものに限る。）
トン	トン	トン	トン	トン
〇・三三	〇・〇六五	一・五六	〇・九六	〇・九四

一三	一二	一一	一〇	九
水素	無水マレイン酸	無水フタル酸	カーボンプラック	アクリロニトリル
算した立方メートル 温度が零度で圧力が一気圧の状態に換	トン	トン	トン	トン
〇・〇〇〇八五	一・一	〇・三七	二・一	〇・七三

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第三条関係）

一	潤滑油	キロリットル	〇・五八七
二	グリース	トン	〇・一五〇
三	パラフィンろう	トン	〇・五九八

別表第四を次のように改める。

別表第四（第四条関係）

一	ボイラー	別表第五の一の項から一〇の項まで又は三〇の項から三四の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一三
---	------	--------------------------------------	------------

<p>別表第五の一の項、一二の項又は一九の項に掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○○○</p>
<p>別表第五の一三の項から一八の項まで、二〇の項、三五の項又は三六の項に掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○○二六</p>
<p>別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○○二三</p>
<p>別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち発電施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの</p>	<p>○・○○○○○○二〇</p>

<p>別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの</p>	<p>○・○○○○○一六</p>
<p>別表第五の三八の項に掲げる燃料（発電施設内又は熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたものを除く。）</p>	<p>○・○○○○○七五</p>
<p>別表第五の三九の項に掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○四三</p>
<p>別表第五の四〇の項に掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○九〇</p>

四	三	二	
金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に	金属の精錬の用に供するペレット焼成炉	金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精錬の用に供する焼結炉	
別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	別表第五の四一の項に掲げる燃料
○・○○○○一三	○・○○○○一七	○・○○○○三一	○・○○○○一六

	六	五	
	触媒再生塔	石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉	供する加熱炉
	別表第五の七の項から一〇の項までに掲げる燃料	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料
四	○・○○○○○○○五	○・○○○○○○一六	○・○○○○○○四三

一〇	九	八	七
工業炉（二の項から九	乾燥炉（八の項に掲げ るものを除く。）	乾燥炉 型の乾燥の用に供する	焼成炉（三の項に掲げ るものを除く。）
別表第五の一の項から一〇の項まで又は	別表第五の一の項から二九の項までに掲 げる燃料	別表第五の一の項から二九の項までに掲 げる燃料	別表第五の一の項から二九の項までに掲 げる燃料
〇・〇〇〇〇一三	〇・〇〇〇〇六六	〇・〇〇〇〇二九	〇・〇〇〇〇一五

	<p>一の項までの掲げるものを除く。）</p>			
<p>一 ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）</p>	<p>一 別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料</p>	<p>二 別表第五の二の項から二九の項までに掲げる燃料</p>	<p>三 別表第五の一の項から二〇の項までに掲げる燃料</p>	<p>三一の項から三四の項までに掲げる燃料</p>
<p>一二 ディーゼル機関（自動</p>	<p>別表第五の一の項から二九の項までに</p>	<p>〇・〇〇〇〇〇〇二三</p>	<p>〇・〇〇〇〇〇〇八三</p>	<p>〇・〇〇〇〇〇〇七〇</p>

一四	一三	
<p>事業者が事業活動の用に用いられるものを除く。）</p> <p>業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の</p>	<p>ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）</p>	<p>車、鉄道車両又は船舶に掲げる燃料</p>
<p>事業者が事業活動の用に用いられるものを除く。）</p> <p>別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料</p>	<p>別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料</p>	<p>掲げる燃料</p>
〇・〇〇〇二九	〇・〇〇〇五四	

に供する機械器具		
掲げる燃料	別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料	別表第五の一一の項から二〇の項までに掲げる燃料
○・○○○二九	○・○○○○○四五	○・○○○○○九五

別表第五を次のように改める。

別表第五（第四条及び第五条関係）

一	輸入原料炭	トン	二十八・七
---	-------	----	-------

	七	六	五	四	三	二
	石炭 コークス	輸入無煙炭	国産一般炭	輸入一般炭	吹込用原料炭	コークス用原料炭
	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	二十九・〇	二十七・八	二十四・二	二十六・一	二十八・三	二十八・九

一三	一二	一一	一〇	九	八
揮発油	原油（コンデンセート（NGL）を除く。）	コンデンセート（NGL）	石油アスファルト	コールタール	石油コークス又はFCCコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）
キロリットル	キロリットル	キロリットル	トン	トン	トン
三十三・四	三十八・三	三十四・八	四十・〇	三十七・三	三十四・一

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四
潤滑油	B・C重油	A重油	軽油	灯油	ジェット燃料油	ナフサ
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
四十・二	四十一・八	三十八・九	三十八・〇	三十六・五	三十六・三	三十三・三

二五	二四	二三	二二	二一
コークス炉ガス	天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く。）	液化天然ガス（LNG）	石油系炭化水素ガス	液化石油ガス（LPG）
標準環境状態に換算した千立方メートル	標準環境状態に換算した千立方メートル	トン	標準環境状態に換算した千立方メートル	トン
十八・四	三十八・四	五十四・七	四十六・一	五十・一

二九	二八	二七	二六
都市ガス	転炉ガス	発電用高炉ガス	高炉ガス
標準環境状態に換算した千立方メートル	標準環境状態に換算した千立方メートル	標準環境状態に換算した千立方メートル	標準環境状態に換算した千立方メートル
四十・〇	七・五三	三・四五	三・二三

三五	三四	三三	三二	三一	三〇
廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）	廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに 限る。）	廃プラスチック類（一般廃棄物であるものに 限る。）	廃タイヤ	RPF	RDF
キロリットル	トン	トン	トン	トン	トン
四十・二	二十九・三	二十九・三	三十三・二	二十六・九	十八・〇

四〇	三九	三八	三七	三六	
バイオガス	黒液	木質廃材	木材	素油 廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	。以下この項において同じ。）又は廃油から製造された燃料炭化水素油
標準環境状態に換算した千	トン	トン	トン	キロリットル	
二十一・二	十三・六	十七・一	十三・二	三十八・〇	

		立方メートル	
四一	バイオマス（三七の項から四〇の項までに掲げるものを除く。）	トン	十三・二

別表第七を次のように改める。

別表第七（第四条及び第五条関係）

一			牛
ふん尿の天日乾燥による管理	ふん尿の火力乾燥による管理	乳用牛のふん尿の堆積発酵による管理	〇・〇〇二〇
〇・〇三一	〇・〇三一	〇・〇三八	〇・〇三八

肉用牛のふん尿の堆積発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇二五
ふん尿の焼却による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六
ふん尿の浄化による管理	○・〇〇三〇	○・〇四五
乳用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇二三	○・〇〇〇三一
肉用牛のふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇三四	○

尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇三九
尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇三九
肉用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇九四
乳用牛のふんと尿の混合物の強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇九四
ふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・〇〇一一	○・〇〇九四
乳用牛の尿から分離したふんのメタン発酵による管理	○・〇三八	○・〇三八

<p>肉用牛の尿から分離したふんのメタン発酵による管理</p>	<p>○・〇〇一三</p>	<p>○・〇二五</p>
<p>乳用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理</p>	<p>○・〇三〇</p>	<p>○・〇〇二四</p>
<p>肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理</p>	<p>○・〇三五</p>	<p>○・〇〇二四</p>
<p>乳用牛の尿から分離したふんの天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理</p>	<p>○・〇三八</p>	<p>○・〇三八</p>

<p>肉用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の</p>	<p>理 強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管 却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、 混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼 乳用牛のふんから分離した尿又はふんと尿の</p>	<p>肉用牛の尿から分離したふんの天日乾燥、火 力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業 廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発 酵以外の方法による管理</p>
<p>○・○四○</p>	<p>○・○三八</p>	<p>○・○四○</p>
<p>○・○四五</p>	<p>○・○四五</p>	<p>○・○三一</p>

二				
豚				
	混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理			
ふん尿の天日乾燥による管理	○ ・ ○ ○ 二 ○	○ ・ ○ ○ 一 六	○ ・ ○ ○ 三 一	○ ・ ○ ○ 一 六
ふん尿の火力乾燥による管理	○ ・ ○ ○ 一 六	○ ・ ○ ○ 三 九	○ ・ ○ ○ 三 一	○ ・ ○ ○ 一 六
ふん尿の堆積発酵による管理	○ ・ ○ ○ 四 ○	○ ・ ○ ○ 三 九	○ ・ ○ ○ 三 一	○ ・ ○ ○ 一 六
ふん尿の焼却による管理	○ ・ ○ ○ 四 ○	○ ・ ○ ○ 三 九	○ ・ ○ ○ 三 一	○ ・ ○ ○ 一 六

ふん尿の浄化による管理	○・〇〇九一	○・〇四五
ふん尿の貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇九二	○
尿から分離したふんの強制発酵による管理	○・〇〇八〇	○・〇〇二五
ふんから分離した尿の強制発酵による管理	○・〇〇三〇	○・〇〇九四
ふんと尿の混合物の強制発酵による管理	○・〇〇八〇	○・〇〇二五
尿から分離したふんのメタン発酵による管理	○・〇〇一六	○・〇三九

<p>ふんから分離した尿又はふんと尿の混合物のメタン発酵による管理</p>	<p>尿から分離したふんの天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理</p>	<p>ふんから分離した尿又はふんと尿の混合物の天日乾燥、火力乾燥、堆積発酵、焼却、浄化、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理</p>
<p>○・○三六</p>	<p>○・○四〇</p>	<p>○・一一</p>
<p>○・○二四</p>	<p>○・○三九</p>	<p>○・○四五</p>

ふんの天日乾燥による管理	○・○○一四	○・○○五二
ふんの火力乾燥又は炭化处理による管理	○	○・〇三一
採卵鶏のふんの堆積発酵による管理	○・〇〇一三	○・〇〇八五
ブロイラーのふんの堆積発酵による管理	○・〇〇二〇	○・〇〇一三
ふんの焼却による管理	○・〇〇四〇	○・〇〇一六
採卵鶏のふんの貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・〇〇一三	○・〇〇八五

ブロイラーのふんの貯留又は産業廃棄物としての処理による管理	○・○○○二〇	○・○○一三
ふんの強制発酵による管理	○・○○〇八〇	○・○○〇二五
採卵鶏のふんのメタン発酵による管理	○・○○〇一三	○・○○〇八五
ブロイラーのふんのメタン発酵による管理	○・○○〇二〇	○・○○〇一三
ふんの天日乾燥、火力乾燥、炭化处理、堆積発酵、焼却、貯留、産業廃棄物としての処理、強制発酵及びメタン発酵以外の方法による管理	○・○○〇四〇	○・○○三一

別表第八を次のように改める。

別表第八（第四条及び第五条関係）

一	水稻、とうもろこし、いも類、豆類、てんさい、 さとうきび、野菜類その他の作物（二の項に掲げ るものを除く。）	○・○○二二	○・○○○○五六
二	麦類	○・○○二四	○・○○○○六三

別表第九を次のように改める。

別表第九（第四条関係）

一	食物くず（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一五
二	食物くず（一の項に掲げるものを除く。）	○・〇七二
三	紙くず（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一四
四	紙くず（三の項に掲げるものを除く。）	○・〇六八
五	繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	○・一五

六	<p>繊維くず、木くず又は製造業に係る有機性の汚泥（五の項に掲げるものを除く。）</p>	○・〇七五
七	<p>消化設備に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）</p>	○・一〇
八	<p>消化設備に係る汚泥（七の項に掲げるものを除く。）</p>	○・〇五〇
九	<p>下水汚泥（消化設備に係る汚泥を除く。一〇の項において同じ。） し尿処理施設に係る汚泥又は動物のふん尿（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）</p>	○・一三
一〇	<p>下水汚泥、し尿処理施設に係る汚泥又は動物のふん尿（九の項</p>	○・〇六七

			に掲げるものを除く。)
一一	浄水施設（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であるものをいう。以下同じ。）に係る汚泥（嫌気性埋立構造の最終処分場で処分されるものに限る。）	〇・〇二〇	
一二	浄水施設に係る汚泥（一一の項に掲げるものを除く。）	〇・〇一〇	

別表第十一を削り、別表第十を別表第十一とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第十（第四条及び第五条関係）

一	連続燃焼式焼却施設	〇・〇〇〇〇〇二六	〇・〇〇〇〇〇三八
---	-----------	-----------	-----------

二 准連続燃烧式烧却施設	三 バッチ燃烧式烧却施設	四 ガス化熔融施設
○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 二 一	○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 一 一	○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 六 九
○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 七 三	○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 七 六	○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 一 二

別表第十二を次のように改める。

別表第十二（第四条及び第五条関係）

一 し尿処理施設（し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水	○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 六 二	○ ・ ○ ○ ○ ○ ○ 四 八
--	---	---

三	<p>合併処理浄化槽（性能評価型のものであって、高度に窒素の除去、窒素及びリンの除去又は生物化学的酸素要求量の除去を行う性能を有するものに限る。）</p>	二	<p>浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六号）附則第二条の規定により浄化槽（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）とみなされたもの</p>	<p>を管渠によって収集するものに限る。）</p>
○・○○一〇	○・○○〇〇一一	○・○○〇〇四六	○・○○〇〇三九	

<p>四 合併処理浄化槽（三の項に掲げるものを除き、性能評価型のものに限る。）</p>	<p>五 合併処理浄化槽（構造例示型のものに限る。）</p>	<p>六 くみ取便所の便槽</p>
<p>○・○○二〇</p>	<p>○・○○二五</p>	<p>○・○○〇〇六二</p>
<p>○・○○〇〇五五</p>	<p>○・○○〇〇七二</p>	<p>○・○○〇〇〇〇二二</p>

別表第十三及び別表第十四を削り、別表第十五を別表第十三とし、同表を次のように改める。
別表第十三（第五条関係）

<p>一 ボイラー</p>	<p>別表第五の一の項、一二の項又は一九の項に掲げる燃料</p>	<p>○・○○〇〇〇〇二二</p>
-------------------	----------------------------------	-------------------

<p>別表第五の一三の項から一八の項まで、二〇の項、三五の項又は三六の項に掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○○○一九</p>
<p>別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料</p>	<p>○・○○○○○○○一七</p>
<p>別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち発電施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの</p>	<p>○・○○○○○○○八七</p>

二					
の を 除 く。)					
ボ イ ラ ー （ 流 動 床 式 の も の を 除 く。 ）	別 表 第 五 の 一 の 項 か ら 一 〇 の 項 ま で 、 三 〇 の 項 か ら 三 二 の 項 ま で 又 は 三	別 表 第 五 の 四 一 の 項 に 掲 げ る 燃 料	別 表 第 五 の 四 〇 の 項 に 掲 げ る 燃 料	別 表 第 五 の 三 九 の 項 に 掲 げ る 燃 料	別 表 第 五 の 三 七 の 項 及 び 三 八 の 項 に 掲 げ る 燃 料 の う ち 熱 利 用 を 行 う 施 設 内 に 設 置 さ れ た ボ イ ラ ー に お い て 使 用 さ れ た も の
〇 ・ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 八 五	〇 ・ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 六	〇 ・ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 九 〇	〇 ・ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 七	〇 ・ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 一 六	

四	三	
加圧流動床式ボイラー	常圧流動床式ボイラー	
<p>別表第五の一の項から三の項まで又は六の項から一〇の項までに掲げる燃料</p>	<p>別表第五の一の項から一〇の項まで、三三の項又は三四の項に掲げる燃料</p>	<p>八の項に掲げる燃料（三八の項に掲げる燃料にあつては、発電施設内又は熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたものを除く。）</p>
○・○○○○○○○八五	○・○○○○○五四	

	六		五
熱炉又はガス加熱炉	石油製品、石油化学製品若しくはコールドタール製品の製造の用に供する加	炉又は平炉	金属の精錬若しくは鑄造の用に供する溶鋳炉、転
別表第五の八の項又は一〇の項に掲げる燃料	別表第五の一の項から七の項まで又は九の項に掲げる燃料	別表第五の二五の項又は二六の項に掲げる燃料	別表第五の四の項又は五の項に掲げる燃料
○・○○○○○一一	○・○○○○○一一	○・○○○○○四七	○・○○○○○五二

九	八	七	
工業炉（五の項から八の	コークス炉	触媒再生塔	
別表第五の一の項から一〇の項まで	別表第五の二二の項から二九の項までに掲げる燃料（二三の項及び二四の項に掲げる燃料にあつては、国内で生産されたものに限る。）	別表第五の七の項から一〇の項までに掲げる燃料	別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料
○・○○○○○一一	○・○○○○○一四	○・○○○○○七三	○・○○○○○一一

	一〇			
	ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）	項までに掲げるものを除く。）		
	別表第五の一の項から二九の項までに掲げる燃料	別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料	別表第五の一の項から二〇の項までに掲げる燃料	又は三一の項から三四の項までに掲げる燃料
	〇・〇〇〇〇〇〇〇五八	〇・〇〇〇〇〇〇一二	〇・〇〇〇〇〇一八	

一一	ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）	別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇〇二二
一二	ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）	別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇〇八五
一三	業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具	別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料	〇・〇〇〇〇〇〇一四
		別表第五の一一の項から二〇の項まで	〇・〇〇〇〇〇〇五七

別に掲げる燃料	別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料	○・○○○○○○○○○九○
別に掲げる燃料	別表第五の三七の項から四一の項までに掲げる燃料	○・○○○○○○○三八

別表第十六及び別表第十七を削る。

附 則

(施行期日)

- この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の規定は、令和六年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量の算定について適用する。